

堺市歩道橋ネーミングライツ・パートナー審査基準

1 命名権料について

審査項目	評価内容
命名権料の比較	○同一步道橋で複数の申込みがあった場合は、より高額なものを選定。

2 法人について

審査項目	評価内容
パートナーとしての適性	○国税及び市税に滞納がないか。 ○直近3期分の損益計算書・貸借対照表により債務超過がないか。

3 通称名等について

審査項目	評価内容
名称及びロゴ等のデザインの適切さ	○堺市広告掲載要綱第4条に反する内容でないか。 ○通称名及びその標示方法が、募集要項3(2)に適した内容となっているか。